

# 日本の裁判手続きと電子署名

## 1. はじめに

企業がより迅速に、そして多くの場合、離れた場所でコミュニケーションをとり取引を行う必要が生じている今日のビジネス環境においては、電子署名、すなわち電子的手段によって追加される署名が、事業者間の契約書などの書類を効果的に作成・締結するための重要かつ必須のツールとなっています。「電子署名」は、契約書等の文書を作成するための必須要件ではありませんが、日本では「電子署名及び認証業務に関する法律」(2000年5月31日法律第201号)(以下、「電子署名法」)に基づき、電子署名が有効であることが確認されています。具体的には、電子署名により署名された文書は、その契約に拘束される当事者間の同意の証拠として裁判所に提出することができるようになっていきます。原告と被告との間で、文書が有効に作成されたかが争われていない限り、裁判所は、電子署名を付した文書を有効な証拠として受理する取り扱いをしています。

さらに電子署名法では、署名者が確かに本人であることの確認ができる電子署名について規定しています。これを我々は「デジタル署名」と呼んでいます。このタイプの電子署名の場合、裁判所が、民事裁判の手続きにおいて、その電子署名によって特定された当事者がその文書を有効に作成したと推定するようになっていきます。

また、日本における電子署名の利用をさらに促進するため、日本政府は最近になって、ドキュサインのeSignatureなどのクラウドベースの電子署名が、電子署名の方法として有効であるということを確認し、またその使用を奨励する発表をおこなっています。

この文書では、電子署名(デジタル署名を含む)についての詳細な情報と、裁判所がどのように電子署名の有効性を認めているのかについての情報を提供しています。

## 2. 電子署名およびデジタル署名

### 2.1. 電子署名およびデジタル署名の定義

電子署名法は、以下のような規定からなっています。

第1条 法の趣旨の説明。「電子署名の円滑な利用の確保」を目的としていること。

第2条 定義

第1項 電子署名の定義。2つの要件を満たすものであること。

第2項 認証業務の定義。自らが行う電子署名についてその業務を利用する者(以下「利用者」という。)その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう、と定義しています。

第3項 特定認証業務の定義。特定の技術上の基準に適合する認証業務(電子署名のうち、その方式に応じて本人が行うことができる電子署名として主務省令で定める基準に適合するもの)であること。

第3条 電子署名が確かに本人によりなされたことが確認できる場合、電磁的記録の真正な成立についての推定。

第4条から第47条まで 認証業務に関するその他の規定及び雑則。

#### 2.1.1 電子署名の概要

電子署名法は、「電子署名」を、「電磁的記録、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに記録されることができる情報について行われる措置」としています。電子署名はさらに、以下の要件(第2条1項)の以下の2つの要件を満たさなければなりません。

- (a) 当該情報が当該措置(電子署名)を行った者により作成されたことを示せること。
- (b) 情報または文書に何らかの変更が加えられたかどうかを確認することが可能であること(改ざんを検出できること)。

また、電子署名法は、第3条において、電子署名が確かに本人によりなされたことが確認できる電子署名(すなわちデジタル署名)が付された電磁的記録に関して、電子署名を行うために「必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができる」ことが保証される場合には、その電磁的記録が当該電子署名に関連する署名者により「真正に成立した」と推定すると規定しています。ここでの「符号および物件」とは、一般的に、特定の個人が電子署名を希望する場合に発行される電子署名暗号鍵情報(電子証明書)や当該個人に関する電子証明書を格納したトークン等を指します。裁判所は、そのような本人確認ができるデジタル署名について真正な成立の推定を行うのです。とはいえ、ほとんどの会社は、まだ標準的な電子署名を使用しています。なぜなら、そちらはより実行が容易であり、また、実際のところ、裁判所においても同様に提出が可能だからです。

なお、公務員が職務上作成した文書については、電子署名に関する前提は適用されません。民事訴訟法の別の規定において、公務員によって作成された電子署名を伴う電子文書についての取り扱いが規定されています。

電子署名とデジタル署名の違いをさらに理解するために、以下の表をご覧ください。

電子署名	デジタル署名
<p>(a) その情報が、その措置を使用した人物によって作成されたものであることを示す (例えば、ログインIDとパスワード)</p> <p>(b) 情報に何らかの変更が加えられたかどうかを検出する (例えば、改ざんが検出できる) ことが可能である。</p>	<p>(a) その情報が、その措置を使用した人物によって作成されたものであることを示す (例えば、ログインIDとパスワード)</p> <p>(b) 情報に何らかの変更が加えられたかどうかを検出する (例えば、改ざんが検出できる) ことが可能である。</p> <p>(c) デジタル署名が、必要な符号および物件の適切な管理を通じてその個人によってのみ付されることが保証されている (例えば、デジタル署名を生成する個人に電子証明書が発行されている)。</p>
<p>証拠として裁判所に書類を提出することができる。</p>	<p>証拠として裁判所に書類を提出することができる。署名者が誰かに関して紛争が生じた場合、電子証明書を使用して電子署名を生成した署名者により書類が真正に成立したものと推定される。</p>

### 2.1.2 電子署名

「電子署名」の定義は、電子署名に使用されなければならない特定の種類または形式の技術について規定していないという点で、技術的中立性を保持することを意図されたものといえます。電子署名を定義するにあたってのこのようなアプローチをとっているのは、新しい形式の電子署名であっても将来使用することができるようにするためです。2つの要件 (即ち、利用者を特定すること、文書の改ざんを検出できること) が満たされている限り、それは電子署名とみなされるのです。そのような技術の発展の好例は、ドキュサインのeSignatureのようなクラウドベースの電子署名サービスです。ここではユーザーは、サービス提供事業者のクラウドサービスに文書をアップロードし、そのサービス内で電子署名を付すことができるようになっています。なお、電子署名法及びその関連省令でも、「特定認証業務」などの特定の場合に関しては、RSAのような特定の種類の技術が使用される必要があると規定しています。

この電子署名の広範な利用促進を日本政府が引き続き推進するため、法務省は2020年7月17日、ドキュサインのeSignatureのようなクラウドベースの電子署名も、電子署名の有効な利用といえるという、電子署名法の現行の解釈を再確認する発表を行いました。法務省は、その発表において、サービス提供事業者の署名鍵がクラウドベースの電子署名に使用される場合であっても、署名者によるサービス提供事業者に対する (例えば、ウェブサイト上での) リクエストに基づいて自動的に署名鍵が付加される場合、サービス提供事業者ではなくユーザーである署名者が電子署名を付加したものとみなし、これが契約者による有効な電子署名の使用であると認められる、と明らかにしました。さらに法務省は、文書の署名者及びアップロード日時の情報を追加情報として確認することが可能となった場合には、この文書に追加された情報を含めて全体を「措置を行った者の作成に係るものであることを示す」ための「措置」(電子署名法第2条1項1号) とみなすことができる旨述べました。

この法務省の発表においては、さらに、「電子契約サービスにおける利用者の本人確認の方法やなりすまし等の防御レベルなどは様々である」から、「締結する契約等の性質や、利用者間で必要とする本人確認レベルに応じて、適切なサービスを選択することが適当と考えられる」との認識が示されました。すなわち、ドキュサインのeSignatureのようなクラウドベースの電子署名サービスも、電子署名の利用

として有効であり、文書の電子署名の有効な仕組みとなるということです。また、当該サービスが、上記で述べた電子署名が確かに本人によりなされたことが確認できるという要件（例えば、ユーザーが電子証明書と電子署名を関連付けることにより当該電子署名と署名者の本人確認を紐づけることができること）を満たす場合には、その電子署名は本人確認のできる「デジタル署名」となるといえます。

ドキュサインのeSignatureのようなクラウドベースの電子署名サービスは、デジタル署名の生成を効率化するために認証機関のような第三者サービスと提携し、これをサポートしています。特に、このようなクラウドベースの電子署名サービスを使用する署名者は、電子署名サービスと統合することができる認証機関から電子証明書を取得することができ、署名者は、取得した電子証明書を使用することにより、クラウドベースの電子署名サービス内でデジタル署名を生成することができます。

さらに、法務省は、2020年9月4日、電子署名法第3条に関する質問・回答(Q&A)資料を公表しました。この中には、ユーザーの指示に基づいてサービス提供事業者の署名鍵で暗号化される電子契約サービスについての項目が含まれています([https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei3\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei3_qa.html))。法務省は、このQ&Aにおいて、(1)「本人による電子署名」とはどのようなものか、(2)このような電子契約サービスと電子署名法第3条との関係、(3)必要な符号及び物件を適正に管理するために何が求められるか、(4)電子契約サービスを選択する際の留意点は何かについて、再度確認のための説明を行っています。

### 2.1.3 デジタル署名

電子署名法第3条は、電磁的記録(電子情報)が署名に必要な符号及び物件の適正な管理により本人(電子文書の所有者等)によって電子署名されていることが保証されている場合には、当該文書が真正に成立したものと推定すると規定しています。つまり、署名に必要な符号及び物件の適正な管理によって、本人(その文書の作成名義人)によって電子署名が付されたと判断される場合、その文書はその名義人によって作成されたものと推定されるのです。

電子署名法第3条が第2条よりも厳格な要件を置いているのは、第3条が電子文書の成立の真正性を推定するものだからです。つまり、このような推定の効力を働かせるためには、他の者が容易に同一の電子署名を作成することができないことが一般に認識されることが前提となるのです。そのために、当該電子署名には合理的な技術水準が要求されるといえます。本条の推定規定は、例えば、他の者が容易に同じデジタル署名鍵を作成できない程度の、十分な暗号的強度を有するデジタル署名に適用されるべきこととなります。サービス提供事業者のデジタル署名鍵を用いてユーザーの指示に基づいてユーザーが作成した電子文書を暗号化する電子契約サービスが第3条に該当するためには、サービス提供事業者が技術的及び機能的に、この指示に介入する余地がないことを確保する必要があります。言い換えれば、利用者の意思を妨げることができないということです。また、文書情報は、サービス提供事業者から提供された情報に基づいて暗号化されている必要があるでしょう。また、サービス提供事業者により、電子文書が添付情報を含めてすべて一体の「措置」とみなされるようになっていなければならないと、またその措置が利用者の意図に基づくものであることを明確にする必要があります。前述のとおり法務省は、(1)利用者サービス提供事業者との間で行われるプロセスと、(2)利用者の(1)の行為を受けてサービス提供者内で行われるプロセスに基づいて、サービスが適切なレベルの一体性を満たさなければならないことを改めて表明したからです。

十分なレベルのセキュリティが満たされているかどうかは、システムやサービス全体のセキュリティを評価することによって判断されます。例えば、(1)のプロセスにおいてシステムが、ユーザーが二要素認証を行うことを要求するメカニズムを備えているかどうか、といった点です。二要素認証は、十分なレベルのセキュリティを満たすといえます。あらかじめ登録されたメールアドレスやログインパスワードを入力するだけでなく、メールアドレスを使ってスマートフォンにSMSを送信したり、自分の所有するトークンを使用したりすることもできます。たとえば、ワンタイムパスワードは、別の方法によって取得されたワンタイムパスワードを入力することによって認証されます。

(2) のプロセスに関していえば、サービス提供事業者がサービス提供事業者自身のデジタル署名鍵を用いて電子文書を暗号化する場合、暗号化の強度や各利用者の個別性を確保する仕組み（例えば、システム処理が利用者に適切に連動するなど）などを考慮して、利用者が電子文書を作成することを示す手段として、十分な一体性のレベルを満たすと評価されれば、法務省の言う一体性の要求を満たすと考えられます。

## 2.2. 第三者電子署名サービス-認証機関

電子署名法には認証機関に関する規定も含まれています。ただし、認証機関の使用は、「電子署名」の使用としての法的要件ではありません。しかし認証局は、署名者がドキュサインのeSignatureのようなクラウドベースの電子サービス提供者デジタル署名を生成するのを支援するために、電子証明書の発行を支援する第三者の事業者となります。特に、認証機関は、署名鍵が署名者にリンクされていることを確認することにより、デジタル署名のユーザーの身元を認証し、それによりデジタル署名は確かに本人によりなされたことが確認できるという要件を満たすことができることとなります。具体的には、認証局は、特定の署名者の身元を検証し、その署名者に紐づけられた特定の電子証明書を署名者に発行します。これを署名者が、ドキュサインのeSignatureなどの電子署名サービスで署名者の身元に関連付けられたデジタル署名を生成する際に使用できることとなります。

電子署名法では、認証業務として、(a) 認証業務、(b) 特定認証業務、(c) 政府の認定を受けた特定認証業務の3種類が定められています。認証業務とは、利用者が電子署名（署名鍵等）を付したことを確認するために利用するもので、実際にその利用者に係るものであることを証明する業務をいうと定められています。特定認証業務とは、法令の定める一定の基準を満たした認証業務をいいます。特定認証業務の技術的要件の一つは、規則に定められている規格（RSA、RSA-PSS、ECDSA又はDSA）に適合する公開鍵暗号システムを使用することです。ただし、この業務を行う団体・組織が認定の申請を行うことは必須の要件ではありません。ただ、政府の認定を受けた特定認証業務については、特別の法的地位（真正性の自動的推定等）が与えられることとなります。

## 3. 電子署名の法的効力

日本の民法では、契約は、法的な権限を有する当事者が、口頭、電子的方法、または書面（物理的な文書）のいずれの方法で合意するかにかかわらず、合意に達した場合に有効に成立するとされています。すなわち、契約書に記名押印（そして電子署名）を行うことは、契約を実行するための法的な必須条件ではないのです。

ただし、本当にその文書が成立したのかという点について法律上の紛争が生じた場合、裁判所において有効な契約が成立したことを証明するためには、当事者は、実際に契約を締結したことを証明するための証拠を提示する必要があることとなります。電子メールまたはオンラインでの簡単なクリックだけで締結される契約または電子的な契約は、この証明を行うことがより困難な場合があります。なお民事訴訟法は、個人が署名し又は個人の押印がされた文書は当該個人が真正に成立したものであると推定する規定を置いています。

ドキュサインのeSignatureのような電子署名サービスは、そういった契約の締結を助ける有効なツールとなります。上記のとおり、電子署名法は、本人確認のできる電子署名（デジタル署名）が用いられた場合には、署名者が有効に作成した署名が存在する十分な証拠として、文書の真正な成立の推定がなされると定めています。とはいえ、日本においては、いかなる民事訴訟においても、証拠の自由な評価の原則（自由心証主義）が適用されます。裁判所は、この基本原則の下に、いかなる証拠も取り調べることができることになっています。つまり裁判所は、その裁量により、電子署名の付されていない証拠を受け入れ、認めることができるのです。

**3.1.** この点に関連して、日本政府は、2020年6月19日、新型コロナウイルスの影響の下での契約の締結に関する問題やこれに対する法的な回答をまとめた文書を公表しました。この文書には、契約の成立及び電子署名に関する解釈を再確認する、次のような事項が記載されています。

- 契約は、捺印または署名・電子署名なしで締結することができる。ただし、契約書に捺印や電子署名を行った場合は、捺印・電子署名にかかる個人が契約書を締結したものと推定される。とはいえ、実際の裁判では、この推定を覆す証拠が提出された場合、裁判所は異なる結論に達することができる。
- 従って、企業は、電子メールの交換の記録、相手方当事者の身元に関する資料、および監査のための追跡を含むドキュサインのeSignatureのような電子署名サービスの使用を含め、契約の締結を証明する手段を確保することが望ましい。

**3.2.** さらに、本人確認のできる電子署名を使用して署名者の身元と電子署名が関連付けられる場合、このデジタル署名は、裁判においてより高いレベルの防御を可能にするものとなります。上述のように、ある状況ではこのように高度な推定が必要となるかもしれませんが、しかし、ほとんどのユーザーは依然として標準的な電子署名に依存しており、本人確認付きのデジタル署名を使うことを求めている状態となっています。

## 4. どのような文書に電子署名を用いることができるか

**4.1.** 電子署名は、契約書のみならず、捺印または署名が必要な他の文書にも使用することができます。例えば、会社法では、取締役および監査役は取締役会および監査役会の議事録に署名または捺印しなければならないとされていますが、会社法では、電子署名をその目的に使用することができることを明確に規定しています。

**4.2.** 法務省は、2020年5月29日、電子署名は、利用者が電子署名を当該個人のみが行うことができることを確保するための物理的な物件（ICカードなど）を利用する場合だけでなく、ドキュサインのeSignatureのような、クラウドベースの電子署名を、取締役会議事録や監査役会議事録に利用できる、との通知を出して、この点を再確認しています。

**4.3.** とはいえ、電子署名が使用できない特定の文書も存在します。それらの文書に関する特定の法律上の規定のためです。そのような文書には、以下のものが含まれます。

- (a) 不動産の定期賃貸借契約（借地借家法）
- (b) 任意後見契約（任意後見契約に関する法律）
- (c) 公正証書（民法）

## 5. 電子署名の付された書類を受け入れた判例

電子署名が付された電子文書の有効性が特に問題となった日本の裁判所の判決は限られた数しかありません。ただ、日本の裁判所は一般に、電子署名を伴う電子文書の有効性を認め、電子署名が一般的に受け入れられるものであるという信頼性を業界に与えてきたといえます。以下は、電子署名が使用されている証拠に特に言及している裁判所の判決の例です。これらの事件の当事者は、文書の有効性を特に主張していなかったため、裁判所は、電子署名が電子署名であるのかデジタル署名であるのかを具体的に検討しませんでした。むしろ、これらの電子文書を、正当に署名された有効な証拠として普通に受理することにより、その有効性を再確認したものとされます。

## 5.1. 2019年7月10日東京地方裁判所判決 (平成29年 (ワ) 第11641号)

本件は、原告が当事者間で締結された準消費貸借契約に基づき被告に訴えを提起して、金員の支払を求めた事案です。契約には、原告と被告の双方の電子署名が付されていました。しかし、本件の被告は、当該電子署名は他人によって付されたものであって、被告による締結が行われたものではないと主張しました。裁判所は、この電子署名が被告によって付されたという前提に反する事実はなかったとして、この契約書は被告によって実際に締結されたものであると認定しました。裁判所は、本件準消費貸借契約に基づき、原告の請求を認容し、被告に支払を命じました。

## 5.2. 2018年7月17日東京高等裁判所判決 (平成30年 (ネ) 第1766号)

本件は、原告が被告 (会社) の代表者であることを確認するための判決を得ようと訴訟を提起したという事案です。しかし、被告は、定款の電子版に第三者の電子署名が付されたものを証拠として提出しました。裁判所は、定款の電子版に基づき、原告ではなく別の第三者が被告の代表者であると判断し、原告の請求を棄却しました。本件は、電子署名とは直接には無関係な問題に関するものであったため、電子署名の有効性について原告・被告間で具体的な議論が行われることはありませんでした。

## 免責事項

本ホワイトペーパーに含まれる情報は、一般的な情報の提供を目的とするものであり、法律上の助言を目的とするものではありません。この内容は日本国法に限定されます。電子署名に関する法律は刻々と変更される可能性があるため、ドキュサインは、本ホワイトペーパーのすべての情報が最新のものであることや、正しいものであることを保証することはできません。本ホワイトペーパーに記載されている情報について具体的な法律上の質問がある場合は、適切な資格を有する法律家に相談してください。

---

### ドキュサインについて

ドキュサインは合意・契約をクラウド上で実現するプラットフォーム[DocuSign Agreement Cloud]を提供し、企業や組織の合意・契約プロセスを自動化します。世界 180 以上で 66 万以上が導入するドキュサインの電子署名は、数億人が利用している、世界で一番使われている電子署名です

### ドキュサイン・ジャパン株式会社

東京都港区虎ノ門4-3-1  
城山トラストタワー35階

[www.docusign.jp](http://www.docusign.jp)

### 連絡先

[japan.marketing@docusign.com](mailto:japan.marketing@docusign.com)  
03-4577-9801